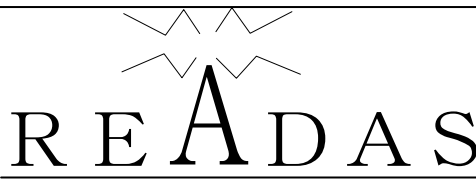


第 4409 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 1月26日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成 24 年税制改正(所得税)

Q：今年度の税制改正には、どのようなものがありますか？

A：次のようなものがあります。

【解説】

平成24年の税制改正大綱で盛り込まれている所得税の改正には、次のようなものがあります。

① 給与所得控除の見直し

イ) 給与所得控除の上限

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額に245万円の上限が設けられます。

ロ) 特定支出控除の見直し

特定支出の範囲に次の費用が追加されます。

- a) 職務遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費
 - b) 職務と関連ある図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費、職務に必要な交際費
- ただし、65万円が限度になります。

また、特定支出額が一定の金額を超える場合には、その超える部分の金額が給与所得控除額に加算することができるようになります。

② 退職所得課税の見直し

役員（勤続年数が5年以下の者に限る）等に対する退職金には、退職所得控除額を控除した残額に2分の1を乗じて退職所得を求める特例が適用されないこととなります。

